

鍼灸・マッサージ受領委任払療養費に係る 施術師登録について

療養費は、本来、被保険者が全額を施術師に支払って9割又は7割を医療保険者に支給申請すべきものであり、国制度上も鍼灸・マッサージ療養費の受領権を施術師等に委任する取扱い（いわゆる受領委任払）は認められていません。しかし、当広域連合では、被保険者の申請手続の負担軽減を図るため、当広域連合に登録した施術師に限って受領委任払を認めています。

1 施術師の新規登録

被保険者の委任を受けて当広域連合に受領委任払療養費を請求するには、あらかじめ施術師登録が必要です。

施術師新規登録シートに必要事項を記入のうえ、次のものを添付し、適正に請求することを誓約して当広域連合に提出してください。

- (1) 登録しようとする区分（鍼灸又はマッサージ、あるいは両方）に係る免許証の写し
- (2) 保健所に提出した「施術所開設届」又は「施術所開設届出事項変更届」の写し（増員による新規登録の場合、変更前後で増加した施術師名が確認できるもの）

2 施術師コードの通知

「施術師新規登録シート」は、毎月10日、20日、30日（その日が土日祝休日のときは直前の平日）に締め切り、書類に不備がなければ概ね10日以内に「施術師コードのお知らせ」を郵送します。

療養費支給申請書は、通知した施術師コードを必ず記載して提出してください。（施術師コードの記載のない療養費支給申請書は受け付けません。）

3 登録内容の変更及び廃止

上記により登録した内容に変更が生じたときは、施術師登録変更・廃止シートにより速やかに届け出てください。

新規登録シート、登録変更・廃止シートの使い分けは下表のとおりです。

○ 新規登録シート及び登録変更・廃止シートの使い分け

	変更（登録変更・ 廃止シートで）	廃止（登録変更・ 廃止シートで）	新規登録（新規登 録シートで）
①施術所の新規開設			○
②施術所の追加開設			○
③増員			○
④個人請求から団体請求への変更		○（個人請求）	○（団体請求）
⑤加入団体の変更		○（旧団体）	○（新団体）
⑥団体請求から個人請求への変更		○（団体請求）	○（個人請求）
⑦施術所名の変更を伴う移転		○（旧施術所）	○（新施術所）
⑧届出情報の変更（⑦以外）	○		

※ ④～⑦の場合も、療養費支給申請書に新たに通知した施術師コードを記入してください。（④～⑥の変更後に旧コードを記入すると旧口座に振り込まれ、⑦の変更後に旧コードを記入すると医療費通知に過去の施術分も新しい名称で記載されます。）

※ 各シートは、原則として、団体請求の施術師は団体が、個人請求の施術師は施術師が提出してください。特に、⑤⑥の廃止シートは必ず旧団体から提出してください。

※ 療養費は、各シートに記載の最新口座に振り込みます。（療養費支給申請書に異なる口座を記載しても各シート記載の最新口座に振り込みます。）

4 様式

登録に必要となる施術師新規登録シート、施術師登録変更・廃止シートは、当広域連合ホームページからダウンロードしてください。（当広域連合事務所にも備えています。）